18　規則の制定

原子力規制委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、原子力規制委員会規則を制定することができることとした。（第二六条関係）

19　原子力規制庁

㈠　原子力規制委員会の事務を処理させるため、原子力規制委員会に事務局を置くこととした。（第二七条第一項関係）

㈡　㈠の事務局は、原子力規制庁と称することとした。（第二七条第二項関係）

㈢　原子力規制庁に、事務局長その他の職員を置くこととした。（第二七条第三項関係）

㈣　㈢の事務局長は、原子力規制庁長官と称することとした。（第二七条第四項関係）

㈤　原子力規制庁長官は、委員長の命を受けて、庁務を掌理することとした。（第二七条第五項関係）

20　原子力規制委員会の運営

この法律に定めるもののほか、原子力規制委員会の運営に関し必要な事項は、原子力規制委員会が定めることとした。（第二八条関係）

21　罰則

11の㈠に違反した者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することその他の罰則に関する所要の規定の整備を行うこととした。（第二九条～第三一条関係）

22　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。（附則第一条関係）

㈠　7の㈠中両議院の同意を得ることに係る部分　公布の日

㈡　28　平成二五年四月一日

㈢　29　この法律の施行の日から起算して一〇月を超えない範囲内において政令で定める日

㈣　30　この法律の施行の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

23　最初の委員長及び委員の任命

㈠　この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、8の㈠にかかわらず、四人のうち、二人は二年、二人は三年とすることとした。（附則第二条第一項関係）

㈡　一に定める各委員の任期は、内閣総理大臣が定めることとした。（附則第二条第二項関係）

㈢　この法律の施行後最初に任命される委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、七の㈢及び㈣を準用することとした。（附則第二条第五項～第六項関係）

24　原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織に関する検討

原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織については、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、国会に設けられた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が提出する報告書の内容、原子力利用の安全の確保に関する最新の国際的な基準等を踏まえ、放射性物質の防護を含む原子力利用における安全の確保に係る事務が我が国の安全保障に関わるものであること等を考慮し、より国際的な基準に合致するものとなるよう、内閣府に独立行政委員会を設置することを含め検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第五条関係）

25　政府の措置等

㈠　東日本大震災における原子力発電所の事故を受け、原子力利用における安全の確保のための規制が緊要な課題となっていることに鑑み、これに係る国際的な動向に精通する優秀かつ意欲的な人材を継続的に確保するため、政府は、速やかに、原子力規制庁の職員について、次に掲げる事項その他必要な事項に関し所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第六条第一項関係）

(1)　専門的な知識及び経験を要する職務と責任に応じ、資格等の取得の状況も考慮した給与の体系の整備その他の処遇の充実を図ること。

(2)　新たに採用する者に係る定員を十分に確保した上で、国内の大学、研究機関、民間事業者等から専門的な知識又は経験を有する者を積極的に登用するとともに、原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることの重要性に鑑み、国外の大学、研究機関、民間事業者等からも専門的な知識又は経験を有する者を、我が国の原子力行政に対して第三者として意見を述べる職に登用することを含め、積極的に登用すること。

(3)　留学、国際機関、外国政府機関等への派遣及び在外公館等における勤務の機会を確保し、並びに国の内外の大学及び研究機関との人材交流を行うこと。

(4)　職務能力の向上を図るための研修施設の設置その他の研修体制を整備すること。

(5)　職員の採用を含めた人材の確保及び育成に係る方策その他の原子力規制委員会の人的又は物的な体制の拡充を図るための財源を確保し、及び勘定区分を導入すること。

㈡　原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととすることとした。ただし、この法律の施行後五年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでないこととした。（附則第六条第二項関係）

㈢　原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保するための観点から、その職務の執行の公正さに対する国民の疑惑又は不信を招くような再就職を規制することとした。（附則第六条第三項関係）

㈣　政府は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに独立行政法人原子力安全基盤機構を廃止するものとし、独立行政法人原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとすることとした。（附則第六条第四項関係）

㈤　政府は、㈣のほか、原子力利用における安全の確保に関するより効率的かつ効果的な規制が行えるよう、独立行政法人その他の関係団体の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第六条第五項関係）

㈥　政府は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六六条の二第一項の規定による申告に係る制度をより実効的なものとする方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第六条第六項関係）

㈦　政府は、東日本大震災により甚大な被害が生じたことを踏まえ、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第六条第七項関係）

㈧　政府は、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ、地方公共団体に対する原子力事業所及び原子力事故に伴う災害等に関する情報の開示の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係者間のより緊密な連携協力体制を整備することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機関間の情報の共有のための措置その他の必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第六条第八項関係）

㈨　原子力事業者は、原子力施設の安全性の確保及び事故の収束につき第一義的責任を有することを深く自覚し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定により講ずることとされる措置のほか、その原子力施設ごとに、当該原子力施設における事故の発生及び当該事故による災害の拡大の防止に関し、万全の危機管理に係る体制を整備するため、一層の自主的な対策を講ずるよう努めるものとすることとした。（附則第六条第九項関係）